

東北工業大学における PL 教育の歩み

菅野 裕

一般社団法人 APL-Japan 事務局長

概要: 東北工業大学ライフデザイン学部において 2010 年から当団体が PL に関する講義を始めて 10 年以上が経過した。近年では講義の受講者が毎年 100 名を超え、PL 検定の合格者も述べ 200 名を突破した。そこで、これまでの東北工業大学での PL 教育の歩みを振り返り、達成した目標や今後の課題などを取りまとめる。

キーワード: PL 教育, 消費者教育, 東北工業大学, 製造物責任

History of PL Education at Tohoku Institute of Technology

Kanno Yutaka

Head of the secretariat General Incorporated Association APL-Japan

Abstract: It has been more than 10 years since our organization started giving lectures on PL at the School of Life Design, Tohoku Institute of Technology since 2010. In recent years, the number of students attending the lectures has exceeded 100 every year, and the number of students who have passed the PL certification exam has exceeded 200. We look back on the history of PL education at Tohoku Institute of Technology, and summarize the goals achieved and future challenges.

keywords: Product Liability Education, Consumer Education, Tohoku Institute of Technology, Product Liability

1. 東北工業大学における PL 教育導入の経緯

2008 年に東北工業大学の工業意匠学科が学部として独立し、ライフデザイン学部安全安心生活デザイン学科が開設された。当時 APL-Japan の前身団体である NPO 法人日本テクニカルデザイナーズ協会 (JTDNA) の理事であった山岸義彦氏が大学を訪問、菊地良覚前教授に消費者視点に立った製造物責任を全うするための製品の安全に関する講義とその成果を評価する PL 検定の提案を 2009 年に行った。特にこれから様々な分野で活躍する学生に「消費者基本法などの法律的知識と併せて消費者視点からの製造物責任を学習させることや、それを活かし自分の目指す学業・研究に反映させること」を理解いただいた。

当初は、学生の進路支援セミナー科目「卒業

生社会人による就職対策講座」として開始し、希望者に検定を実施し、資格を貸与するとして山岸氏が非常勤講師として授業を行った。第 1 回目は、2010 年 5 月と 10 月に各 1 回ずつ必修科目として開講し、翌年の 2 月に PL 検定を実施し 24 名が合格しており、検定の学生窓口として伊藤美由紀准教授が担当された。また、APL-Japan の代表である渡辺吉明氏も非常勤講師として講義を担当した。

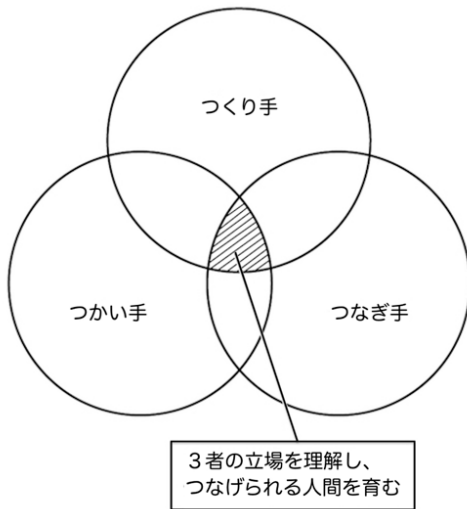
2016 年からは、通常授業に組み込まれ、現在のユニバーサルデザインの科目に組みこまれた。

当初安全安心生活デザイン学科単科の取り組みであったが、2018 年よりクリエイティブデザイン学科も加わり 2 学科、4 クラスの授業となった。2021 年からは筆者がゲストスピーカーとして講義を担当しており、コロナ禍でのビデオ授業なども行いながら現在も継続して講義を行っている。



2. 大学での PL 教育の目的

前項に記述したように、大学での PL 教育の目的は今後社会の様々な立場で活躍が期待される学生に対して、以前のような消費者からの訴訟対策といった企業防衛的な製造物責任法を中心とした考え方から、消費者目線に立った、消費者基本法を基にした製品の製造物責任の考え方を教育することで、真に安全安心な社会を醸成することにある。菊地前教授は 2011 年の JTDNA シンポジウムにおいて、『工業化・情報化社会の中で、大量生産、大量消費が進み「消費者=使い手」「メーカー=つくり手」「流通小売=つなぎ手」間でのコミュニケーションが薄れている。そのためライフデザイン学部では「使い手側」を意識した教育を行ってきている。これからは益々量より質が求められ、使い手の立場に立つ「使い手とのやり取りを重視した教育や研究」が強く要求されてきている』と述べている。



また、『これからの PL の在り様は「つくり手」「つなぎ手」「つかい手」とのやりとりを重視し、「手間隙かける」方向が必要であり、3者の立場を理解し、繋げられる人間を育むこと、これからの PL 教育は「知識・技術」も必要であるが、究極は実学を通じた「知恵・技」を持つ方向で、従って、実学の中でその「知恵と技」を習得する教育プログラムが不可欠である』と述べている。

3. PL 教育の内容について

次に、大学における PL 教育の内容について述べる。前提として PL に関する知識がほとんどないと思われる学生に対して、いかに興味を持ってもらうか、また、当団体での最新の PL 対策も毎年更新されているため、年度ごとに授業内容についての見直しを行っている。

下記は 2023 年度の授業で使用された内容である。

製造物責任とユニバーサルデザイン デザインでできること



製品に因る事故は身近にあります。

・ハンドルロック
「一発二錠」
突然ハンドルがロック
され転倒
2019年～ 343万台が
リコール



正常な状態

破損した状態



発火したモバイルバッテリー



ガストーチの異常燃焼

(1) 製品事故について学ぶ

普段使用している身の回りの製品にも製品の欠陥や誤使用によって事故が起きることを実例を交えて紹介しながら認識してもらう。

(2) デザインと PL

一般的にデザインを学ぶ学生は PL に対する関連性が薄いと考えているため、「製品の企画を立てることそのものがデザイン」であり、デ

ザイナーの PL における責任は大きいことを PDCA サイクルを交えながら説明していく。

(3) 関連する法律

消費者基本法、製造物責任法といった関連する法律や ISO などの国際規格の説明を行う。

(4) 製品事故・リコールの現状

製品事故の原因と製品の欠陥について、未然防止と再発防止のための自主回収・リコールなどの説明を行う。

(5) 取扱説明書・表示の改善

非対面販売が増加している現在、消費者とのコミュニケーションツールとしての取扱説明書・本体表示の重要性、着目点等の解説を行う。

(6) 正しい情報を消費者へ伝える

販路が多様化している中でいかに消費者へ正しい情報を伝えるか、そのためのリスクコミュニケーション、製品のトレーサビリティについて説明していく。

4. PL 検定の実施

講義内容の確認として希望者に対して PL 検定初級の受験を実施している。合格者には PL アドバイザー初級の資格が付与される。また、希望者に検定合格のための追加講義を実施しており、2023 年はライフデザイン学部、産業デザイン学部合わせて 15 名が受験、全員が合格している。延べ人数で 200 名以上が合格しており、学生の就職活動に大きく付与している。

5. 授業に対する学生の反応

講義を受講した学生は単位取得のためレポートの提出を義務付けており、授業の質の向上を図っている。以下にその一部を抜粋する。

- ・今回学んだ内容は、意外と社会に反映されていない。自分がその立場になったら責任を果たしたい。
- ・消費者が、製造物を使用する時、入手するはずの情報が伝わっていない。

- ・私は建築に関係する仕事に就きたいが、PL は、ものづくりに関わる人すべての人が考えなくてはならないと思う。
- ・私は、家や家具のデザインをしたいです。同じ世代やこれからの時代を背負う人たちに今回学んだ内容を伝えていきたいです。
- ・就活動の際に、この資格を役立たせたい。
- ・身近な製品には、自分が思っていた以上に危険があったと自覚しました。
- ・実際に取扱説明書が入っておらず、困ったことがあります。こうした経験を活かし、お客様に安心していただける仕事をしたいと思っています。

6. PL シンポジウムの開催

学会の東北支部としてのシンポジウムを 2014 年に初めて開催し、以降独自の内容を踏まえながら 2024 年 3 月には 9 回目の開催を迎えた。第 1 回～3 回は学会本部から大羽宏一会長や渡辺吉明副会長をお招きし、現状の PL に対する解釈の問題点や今後発生するであろう課題について話し合った。第 4 回～6 回は「子どもの安全」をテーマとして、製品を供給する立場や教育者の立場から PL 的視点から子どもたちを取り巻く様々な環境を議論した。

第 7 回～9 回については「製品の安全と SDGs」をテーマに環境負荷の低減、モノの循環、消費者教育についてづくり手・つかい手・つなぎ手をパネリストとしてお招きし、議論を重ねた。

7. 今後の課題

今後の課題としては

- ・他の学部、他校などへの PL 教育の普及。
- ・消費者教育としてのより多角的な研究。
- ・グループワークの実施。
- ・各学校に向けた指導カリキュラムの策定。
- ・検定合格者へのアフターフォロー。

等が挙げられる。特に、講義時間の減少により講義でのグループワークが行えないこと、それによる学生の講義への反応の低下が危惧される。いかに短時間で効果的な講義を行えるか、内容の見直しが必須である。

8. まとめ

現在の日本の安全教育は災害や犯罪に対するものがほとんどであり、モノの安全に関する教育ということについては、消費者庁や消費者団体が行っているようであるが、継続的なカリキュラムとして組み込まれているのは東北工業大学が初の試みである。今後社会の中心として活躍していく学生に向けて新たな考えの PL 教育を行うことは非常に有意義であると考えられる。この取り組みが更に多くの教育機関に広めていくことをこの先の目標としていきたい。

以上

参考文献

- 2011 年 JTDNA シンポジウム発表資料 菊地良覚教授
- 「PL 検定テキスト初級」渡辺吉明著
- 「最新！ PL 対策解説書 2022」(一社) APL-Japan 渡辺吉明著
- 「取扱説明書ガイドライン 2022」(一社) APL-Japan 渡辺吉明共著
- 「新 PL 研究 6 号」(一社) PL 研究学会発行